

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 吉竹 英俊 様 あて名 〒540-0001 日本国大阪府大阪市中央区城見1丁目4番70号住友生命OBPプラザビル10階		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
		発送日 (日.月.年) 26.02.2019	
出願人又は代理人 の書類記号 665021W001		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2018/045098	国際出願日 (日.月.年) 07.12.2018	優先日 (日.月.年)	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. B60R16/023(2006.01) i, H04N5/92(2006.01) i			
出願人 (氏名又は名称) 三菱電機株式会社			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 2. 今後の手続 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。
--

見解書を作成した日 15.02.2019			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 菅 和幸 電話番号 03-3581-1101 内線 3381	
		3Q	4547

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
 - 出願時の言語による国際出願
 - 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
 - a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 - 紙形式又はイメージファイル形式
 - b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
 - c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
 - 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-14	有
	請求項		無
進歩性 (I S)	請求項		有
	請求項	1-14	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-14	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

- 文献1 : JP 2008-204304 A (株式会社日立製作所)
2008.09.04, 段落[0025] - [0092], 図1 - 図26 (ファミリーなし)
- 文献2 : JP 2017-147841 A (富士電機株式会社)
2017.08.24, 段落[0047] - [0049] (ファミリーなし)
- 文献3 : JP 2005-236625 A (日本電信電話株式会社)
2005.09.02, 段落[0014] - [0030], 図1 - 図6 (ファミリーなし)
- 文献4 : JP 2014-75035 A (株式会社デンソー)
2014.04.24, 段落[0015] - [0074], 図1 - 図8 (ファミリーなし)
- 文献5 : JP 2015-23510 A (矢崎エナジーシステム株式会社)
2015.02.02, 段落[0022] - [0046], 図1 - 図3 (ファミリーなし)
- 文献6 : JP 2009-123182 A (株式会社デンソー)
2009.06.04, 段落[0092] - [0137], 図8 - 図11 (ファミリーなし)

(1) 請求項1-3, 7, 9-12, 14について

請求項1-3, 7, 9-12, 14に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1 - 3とにより、進歩性を有しない。

文献1には、車両に搭載されるシステムにおいて、車両の前方を撮影するカメラ、衝撃を取得する加速度センサを備え、映像情報とフレーム毎に同期した加速度情報とを記録することが記載されている(段落[0025] - [0092], 図1 - 図26, 特に図2, 図3参照)。一般に、信号処理装置において、時間方向の補間を行って、信号を変換することは周知であるから(例えば、文献2(段落[0047] - [0049])等参照)、文献1に記載されたシステムにおいて、映像情報をストリームデータとするとともに、加速度情報をそのような方法を用いて変換された模擬ストリームデータとすることに格別の困難は認められない。文献1には、その他の撮影条件情報等も記録することも記載されている。

(補充欄に続く)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

また、文献3には、同期した映像データと操作結果データについて、それぞれストリームとして多重化して送信すること、それらを分離復号すること、さらに環境情報も多重化して送るシステムが記載されており（段落[0014]－[0030]，図1－図6参照）、ストリームデータである映像データに対し、同期すべき非ストリームデータである操作結果データを模擬ストリームデータに変換して多重化して伝送し、それらを分離復号して処理するもの、それ以外の環境情報も多重化して伝送するものと認められる。

一般に、情報処理装置において、処理ルールやパラメータ等を変更可能とすることは、当業者にとって適宜なし得る事項と認められるし、文献1に記載されたシステムにおいて、映像情報とそれに同期する加速度情報、さらにその他の情報を処理する際、先述の周知技術と、文献3に記載の上記構成を適用して、ストリームデータと同期する模擬ストリームデータ、それ以外の非ストリームデータを生成して多重化し、分離復号してそれぞれに応じた処理をするよう構成することは、当業者が容易に想到し得ることである。

(2) 請求項4-5, 13について

請求項4-5, 13に係る発明は、文献1－3と国際調査報告で引用された文献4とにより、進歩性を有しない。

文献4には、運転支援システムにおいて、カメラで撮影した車両の周辺映像や車両の加速度等を一時的に記憶し、衝撃検出時に、その前後の時間のデータを記録媒体に記録すること、加速度が閾値を超えた場合に、センタサーバに通知を行うことが記載されており（段落[0015]－[0074]，図1－図8参照）、文献1に記載されたシステムにおいて、先述のとおり、映像情報、加速度情報からストリームデータ及び模擬ストリームデータを生成する際、衝撃検出等のイベントに応じて、所定時間分のデータを切り出すよう構成することに格別の困難は認められない。また、ストリームデータ等を適宜処理して、外部のクラウドに送信するよう構成することは、当業者が容易に想到し得ることである。

(3) 請求項6について

請求項6に係る発明は、文献1－4と国際調査報告で引用された文献5とにより、進歩性を有しない。

文献4には、ドライブレコーダにおいて、画像フレームの中央部分を切り出して保存することが記載されており（段落[0022]－[0046]，図1－図3参照）、文献1に記載されたシステムにおいて、先述のとおり、衝撃検出等のイベントに応じて、所定時間分のデータを切り出すようにする際、画像の領域の一部を切り出すようにすることにも格別の困難は認められない。

(補充欄に続く)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

(4) 請求項 8 について

請求項 8 に係る発明は、文献 1 - 3 と国際調査報告で引用された文献 6 とにより、進歩性を有しない。

文献 6 には、ドライブレコーダにおいて、ドライバーの視線の方向を検出して記録することが記載されており（段落[0092]-[0137]，図 8 - 図 11 参照）、文献 1 に記載されたシステムにおいて、先述のとおり、ストリームデータ、模擬ストリームデータ、非ストリームデータを生成するようにする際、乗員の視線のデータを非ストリームデータとして生成するよう構成することは、当業者が適宜なし得ることである。